

**ポイント**

- マイナンバーは「見える番号」なのが特徴
- 国家管理の懸念払拭のために委員会設置
- 行政は利便性実感できるよう施策検討を

新保 史生 慶応義塾大学教授



(適切な情報利用と管理がなされるのか)、「管理のための懸念」(違法・不正な取り扱いはどの程度適切に実施されるのか)がある。そこで第三者の立場で監視する機関として特定個人情報保護委員会が設置され、マイナンバーにおける個人情報保護対策が講じられた。

同法が定める対策としては8つ挙げられる(表参照)。

# マイナンバー 可能性と課題

## 個人情報保護に万全期せ

社会保障と税の共通番号(マイナンバー)制度が2016年1月に始まる。企業にとっては個人番号の通知開始が半年後に迫り、重しを上げざるを得ないというのが正直なところだ。しかし、何をすべきなのか十分に理解できていないことが対応の遅れを招いている。

マイナンバー制度は4つの目的がある。①番号を利用した効率的な行政事務の処理



と確実かつ迅速な情報の受取。②公正な給付と負担の確保を図ること。③事業者の課税と負担軽減の個人番号その他の特定個人情報を通じて安全に取り扱うことである。番号を利用する行政事務の対象範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野に限られる。以前の数字の個人番号は、番号(じふご)性(住民票番号を重複のないように付与)、「民上民下」の区別を流通させたり利用可能な親数性(見える番号)という性質をもつ。

02年に住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)が稼働し、国民に特定可能な住民票コードが割り振られている。住民票コードは住基ネットと本人確認を伴った情報としての利用に限定される。厳格な利用制

1980年代に「国民総番号制」という批判が出て以来、国家による番号制度構築にあたっては、人権保障とプライバシーの権利保障が課題となってきた。制度の検討過程において示された懸念は、国家管理(二元管理)、個人情報の追跡・突合、不正利用による財産その他の被害発生の3つである。国家管理の懸念には、「管理による懸念」(監視社会化や過度の利用への歯止めは丈夫か)、「管理への懸念」

第1に、法律の規定によるものを除き、特定個人情報(個人番号付きの個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止している。特定個人情報の提供や個人番号の提供要求も、法律が定める手続に限定し、個人番号提供時の本人確認を義務づけている。見える番号が広く利用されることに伴う追跡・突合やID盗用などの不正利用を防ぐためである。

第2に、行政機関や地方自治体などは、プライバシー侵害を防止するための事前設備手続の整備が義務づけられている。

第3に、番号単独での本人確認はできない。盗用や漏洩などの被害を受けた場合は番号の変更が認められる。

第4に、情報提供ネットワークシステムを利用して情報を提供する際の連携キーとしてマイナンバーを用いず、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築している。

第5に、情報提供などの記録を確保できる仕組み(マイナンバー)により、行政機関による自分の特定個人情報との取り扱いを確認できるほか、行政から通知されるお知らせ情報(パソコンやスマートフォン、スマホなど)から確認できるようになる。

第6に、毎年1月1日までの選挙が開始された特定個人情報保護委員会、マイナンバーの適切な取り扱いを監視するだけでなく、国家による番号

第7に、個人番号の違法・不正な取り扱いは適切に検出されている。以下は、事業者個人行政それぞれに対して取り上げられるべき事項と

第8に、個人番号の違法・不正な取り扱いは適切に検出されている。以下は、事業者個人行政それぞれに対して取り上げられるべき事項と

## 「委員会」の機能がガバ

### 企業は制度の理解・準備を

第1に、法律の規定によるものを除き、特定個人情報(個人番号付きの個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止している。特定個人情報の提供や個人番号の提供要求も、法律が定める手続に限定し、個人番号提供時の本人確認を義務づけている。見える番号が広く利用されることに伴う追跡・突合やID盗用などの不正利用を防ぐためである。

第2に、行政機関や地方自治体などは、プライバシー侵害を防止するための事前設備手続の整備が義務づけられている。

第3に、番号単独での本人確認はできない。盗用や漏洩などの被害を受けた場合は番号の変更が認められる。

第4に、情報提供ネットワークシステムを利用して情報を提供する際の連携キーとしてマイナンバーを用いず、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築している。

第5に、情報提供などの記録を確保できる仕組み(マイナンバー)により、行政機関による自分の特定個人情報との取り扱いを確認できるほか、行政から通知されるお知らせ情報(パソコンやスマートフォン、スマホなど)から確認できるようになる。

第6に、毎年1月1日までの選挙が開始された特定個人情報保護委員会、マイナンバーの適切な取り扱いを監視するだけでなく、国家による番号

最後に行政には、制度の普及啓発により不安や懸念を払拭する努力を継続して実施することが求められる。国民の方による多額の費用と労力に見合った利便性を実感できる番号制度の実現に向けた施策を検討することも必要である。

しほ、ふみこ 70年生まれ。法政大卒、駒沢大博士(法学)。専門は憲法情報法